

## お知らせ

## 光化学スモッグ注意報発令のメール配信

市では、光化学スモッグ注意報などが発令された場合に、メールによる情報配信をおこなっています。配信登録をされますと、注意報の発令時に情報を配信いたしますので、ぜひご活用ください。

## ■光化学スモッグとは？

4月から9月は光化学オキシダント(スモッグ)の濃度が高くなりやすい季節です。日差しが強く、気温が高い風の弱い日に高くなる傾向があります。人によっては、目やのどが痛くなります。光化学オキシダント注意報が発令されたときは、次のことにご注意ください。

- ①屋外での激しい運動はできるだけ控えてください。
- ②もし、「目がチカチカする」、「のどが痛い」などの症状が現れたときは、目を洗ったり、うがいをして室内で休むようにしてください。

※光化学スモッグ注意報が発令されたことにより、直ちに健康に影響があるわけではありません。

※洗濯物は、通常どおり屋外に干していただいても問題ありません。

## ■メール配信の登録方法

nagaml.smog@mpme.jp に空メールを送信いただき、その返信メールの内容にしたがって登録してください。

QRコードからも登録いただけます→



## 安全・安心メールも配信中

市では、犯罪や災害の発生状況等をお伝えする安心・安全メールも配信しています。

次のアドレスからアクセスして登録してください。

## ■メールアドレス

防犯情報 nagaml.bouhan@mpme.jp

防災情報 nagaml.bousai@mpme.jp

クマ情報 nagaml.kumaetc@mpme.jp

## ■QRコード

防犯情報



防災情報



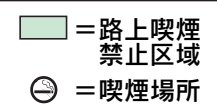
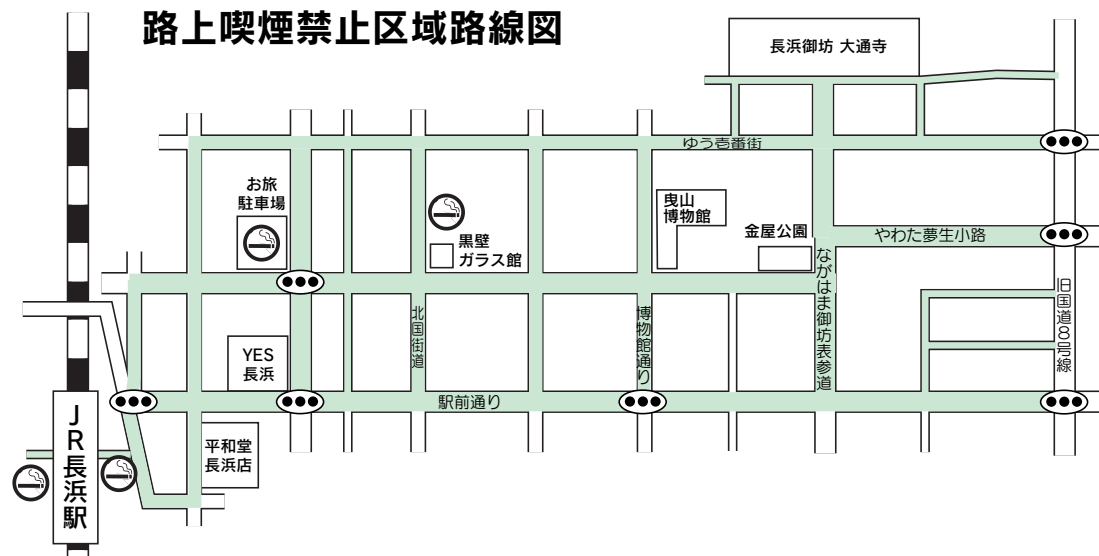
クマ情報



## 路上喫煙禁止区域を指定しました(6月1日～)

路上における喫煙マナーの向上を図るため、長浜駅周辺から大手門通りの区域を中心として、観光客や買い物客など通行人の多い道路が路上喫煙禁止区域になりました。区域内では路上喫煙はしないようみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

## 路上喫煙禁止区域路線図



問 環境保全課(☎6513、FAX6571、E-mail kankyou@city.nagahama.lg.jp)

## お知らせ

## 布団丸洗いサービス受付開始

市では、在宅で介護を受けておられる人が日常的に使用する布団を丸洗いするサービスの申請を受け付けています。

## 【サービスが受けられる人】

65歳以上で平成20年11月1日～平成21年4月30日の間で3か月以上在宅生活をされている人のうち、5月1日現在で介護保険要介護3～5の認定を受けているか、障害老人の日常生活自立度ランクBおよびCの人で、次の

- ①から③のいずれかの項目に該当する人。
- ①ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯
- ②所得税非課税世帯
- ③生活保護を受けている世帯

## 【受付期間】

6月1日(月)～15日(月) (土日除く)

## 【負担額】

利用料の1割(500円)



## しょうがいのある人を対象に布団丸洗いサービス受付開始

在宅で生活されているしょうがいのある人が、日常的に使用する布団を丸洗いするサービスを実施します。

## 【サービスが受けられる人】

次の条件のすべてに該当することが必要です。

- ・平成20年11月1日～平成21年4月30日の間に3か月以上在宅生活をされている人
- ・5月1日現在で、次のいずれかの手帳を所持している人
- ①身体障害者手帳(肢体不自由、視覚しょうがい、内部しょうがい) 1、2級
- ②療育手帳(重度)
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

・前記①から③のしょうがいのある人のみの世帯またはそのしょうがいのある人と同居している人すべてが65歳以上の世帯の人

## 【受付期間】

6月1日(月)～15日(月) (土日除く)

## 【申請時に必要なもの】

交付を受けている手帳、印鑑

## 【自己負担額】

利用料の1割(500円)

## 問 福祉課しょうがい福祉グループ

《市役所東別館1階》(☎6518)

浅井支所市民福祉課(☎74352)

びわ支所市民福祉課(☎725253)

## 在宅しょうがい者社会参加援助金の申請受付開始

在宅でしょうがいのある人に、社会参加支援を目的として、援助金をお渡しします。

## 【対象】

平成21年4月1日現在で、次のいずれかの要件に当てはまる75歳未満の在宅の人です。

- ①1、2級の身体障害者手帳の交付を受けている人
- ②療育手帳の交付を受けている人
- ③1、2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

※今回初めて対象となる人は、申請書を提出してください。

※昨年度受給された人は、氏名、住所、施設への入所状況、振込口座に変更があった場合のみ、変更届を提出してください。

## 【支給額】

年額1万2千円

## 【受付期間】

6月1日(月)～19日(金) (土日除く)

## 【持ち物】

交付を受けている手帳、本人名義の預貯金通帳、印鑑

## 問・提出先

福祉課しょうがい福祉グループ

《市役所東別館1階》(☎6518)

浅井支所市民福祉課(☎74352)

びわ支所市民福祉課(☎725253)